

兵庫地方最低賃金審議会の意見に関する公示

兵庫労働局一般公示第 29 号

令和 4 年 9 月 21 日兵庫地方最低賃金審議会から兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、兵庫県の区域内で計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 2 項及び最低賃金法施行規則（昭和 34 年労働省令第 16 号）第 8 条の規定に基づき、令和 4 年 10 月 6 日までに兵庫労働局長あて（神戸市中央区東川崎町 1 丁目 1 番 3 号神戸クリスタルタワー - 16 階）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和 4 年 9 月 21 日

兵庫労働局長 鈴木 一 光

記

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量
機械器具製造業最低賃金の改正決定に係る兵庫地
方最低賃金審議会の意見の要旨

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（理化学機械器具製造業を除く。）
 - (2) (1) に掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所
 - (3) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（ 1 ）に掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者

(2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、賄い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務

ロ 手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 9 6 3 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 4 年 12 月 1 日